

古賀市文化芸術振興計画アクションプラン（案）に関するパブリック・コメントの実施について

題 名	古賀市文化芸術振興計画アクションプラン（案）
案等の関連資料	<p>・古賀市文化芸術振興計画アクションプラン（案）</p> <p>※案等の関連資料の紙での配布は、古賀市役所文化課文化振興係で行っております。コピー代として1面につき10円の費用をいただきます（案全ての場合は、1部につき30円です。）。コピーは白黒コピーとさせていただきます。</p> <p>なお、データについては、古賀市のホームページに掲載しております。</p>
意見提出期間	<p>平成30年11月28日（水）～平成30年12月27日（木）</p> <p>※郵便（配達業者による送付を含む。）による場合は、当日消印有効とします。</p>
応募資格	<p>(1)古賀市内に住所がある方 (2)古賀市内に事務所・事業所をお持ちの方 (3)古賀市内の事業所・事業所・学校に通勤・通学されている方 (4)この案の内容に関して直接の利害関係がある方</p> <p>※(1)(2)(4)については、個人・団体の別は問いません。</p>
意見提出方法	<p>意見提出書面の様式は自由ですが、氏名（団体の場合は団体の名称）、住所（団体の場合は団体の所在地）、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載し、次のいずれかの方法で提出してください。</p> <p>応募資格の(4)のみに該当される方は、氏名等のほか利害関係の内容についても記載してください。</p> <p>提出方法及び提出先</p> <p>【直接持参】古賀市教育部文化課文化振興係 （リーパスプラザこが歴史資料館2階） 9：30～18：00（月曜日は除く。）</p> <p>【郵便による送付】〒811-3103 古賀市中央2-13-1 文化課 文化振興係 宛</p> <p>【ファクシミリ】FAX番号：(092)944-6215</p> <p>【電子メール】 メールアドレス：bunka@city.koga.fukuoka.jp</p> <p>※意見の提出にあたっては、あらかじめ次のことにご注意ください。 ○ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や来庁による口頭でのご意見は、お受けできません。 ○提出されたご意見に対して、個別の回答はいたしません。</p>
結果の公表予定	平成31年2月
結果の公表について	<p>○提出されたご意見は、最終的な決定をする上での参考とさせていただくとともに、ご意見の内容とそれに対する市の考え方を整理した結果を後日公表します。</p> <p>○具体的にご意見等を収集することを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものについては、市の考え方を示さない場合があります。</p> <p>○案と無関係の意見や単なる苦情、他者を誹謗中傷する内容を含む意見は、提出意見として取り扱いません。</p> <p>○類似の意見は、整理集約することがあります。</p> <p>○記載された個人情報、ご意見の内容について確認が必要な場合に利用します。また、提出されたご意見に含まれる個人情報は古賀市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、結果の公表の際には、当該個人情報を除いて意見の内容のみ公表します。</p>
問い合わせ先	<p>古賀市教育部文化課文化振興係（リーパスプラザこが歴史資料館2階） 〒811-3103 古賀市中央2-13-1 TEL (092)940-2683 FAX (092)944-6215 E-mail bunka@city.koga.fukuoka.jp</p>



※レイアウトは変更する可能性があります。

古賀市文化芸術振興計画 アクションプラン（案）

「古賀市文化芸術振興計画」とは？

文化芸術が持つ力をいかして、市民、団体、行政が活動を行うことで古賀市を元気にすることを目的として、平成26年3月に策定した計画です。

「古賀市文化芸術振興計画」では、目的を達成するためにどんな方法を考えている？

古賀市文化芸術振興計画では上記目的を達成するためのテーマとして【「起こす 興す おこす」文化芸術を通して、個性を起こし、新たな魅力を興し、誇りをおこす】を掲げています。

第1段階：文化芸術活動を支える環境づくりをする。

第2段階：古賀市の個性を起こす。古賀市の新しい魅力を興す。

第3段階：文化芸術を通して、個性を起こし、新しい魅力を興すことで、誇りをおこす。

第4段階：おこした誇りが古賀市を愛する心となることで地域に貢献する気持ちが生まれ、ひいては市民一人ひとりが文化芸術の振興とともにまちづくりを担う一員であることを自覚し、古賀市文化芸術振興計画の目的である「文化芸術をいかして人やまちを元気にする」ことにつながる。

（※古賀市文化芸術振興計画の詳細は別頁「古賀市文化芸術振興計画について」をご覧ください。）

「アクションプラン」とは？

古賀市文化芸術振興計画に基づき、古賀市における文化芸術振興を計画的に推進するために市民、団体、行政が取り組んでいく具体的な活動を明記したものです。

アクションプランの見直しとは？

当初のアクションプランは古賀市文化芸術振興計画を策定した時に一緒に作りました。古賀市文化芸術振興計画中には、10年計画の中間年である平成30年に古賀市文化芸術振興計画の進捗を確認し、後期のアクションプランを見直すことが記されているため、これに基づき、古賀市文化芸術審議会に古賀市文化芸術振興計画の進捗を確認していただいたうえで、必要な部分についてアクションプランを見直しました。

アクションプランに書いている市民、団体、行政の定義は？

市民は古賀市に在住、通勤通学する及び市内を活動の場とする個人のことです。団体は古賀市内の企業、学校、民間非営利団体及び地域団体のことです。行政は古賀市役所のことです。

アクションプランの「行政がおこす」に書いている長期、中期、短期の定義は？

長期は達成期間として8～10年を目標としている項目です。中期は達成期間として4～7年を目標としている項目です。短期は達成期間として1～3年を目標としている項目です。

●発行：古賀市・古賀市教育委員会

●問い合わせ先：古賀市文化課文化振興係

TEL 092-940-2683 fax 092-944-6215

mail bunka@city.koga.fukuoka.jp

古賀市文化芸術振興計画について

目的:文化芸術をいかして人やまちを元気にしよう

誇りをおこす

文化芸術を通して、個性を起こし、新しい魅力を興すことで、自分自身への誇りが生まれます。その誇りは、人生・生活の質(QOL)を高め、自尊感情の高まりにつながり、生きる力となっていきます。また、その誇りは、古賀市を愛する心となり、地域に貢献する気持ちが生まれ、古賀市ならではの個性ある文化芸術の創造につながります。そして、その気持ちをもって、市民一人ひとりが文化芸術の振興とともにまちづくりを担う一員であることを自覚し、身近な問題に気づき、文化芸術に関わるQOLの向上を意識することで、古賀市文化芸術振興計画の目的である「文化芸術をいかして人やまちを元気にする」ことにつながります。

(1) 文化芸術を通して誇りをおこす

○「起こす」と「興す」の振興に力をいれ、市民一人ひとりが、個人、団体、古賀市への誇りを持ち、その気持ちを高められるよう努めます。

(2) おこした誇りを次世代に引き継ぐ

○自分自身だけで完結せず、培った技能や能力、知識を、発信、伝承、還元するための機会を充実させ、豊かな古賀市を次世代に引き継いでいくことに努めます。

古賀市の個性を起こす

古賀市には、文化芸術（美術・音楽・演劇・伝統芸能など）・文化財・自然景観・まち並み、またそれらに関わる人など、多くの宝が存在しています。これらの宝について「見つけて」、「いかして」、「伝えて」、「守る」そしてまた「見つけて」という段階を繰り返し、それにより古賀市の個性を起こすよう努めます。

(1) 宝を見つける

今ある宝を再認識する

○古賀市の文化芸術資源、自然景観、文化芸術の振興を担う人材の素晴らしさを再認識し、市民が誇れる財産とします。

眠った宝を起こす

○生活の中にある「ひと、もの、こと」など、市民にとっては当たり前でも視点を変えると魅力的なものを掘り起こします。
○地域の魅力など宝の掘り起こしにあたって、特に子どもの視点による新たな切り口を大切にします。

(2) 宝をいかす

○文化芸術資源、自然景観などの活用策を検討し、文化振興を担う人材を支援するため、既存の団体の活性化と新しい団体の創生を支援します。
○市民が文化芸術活動の場としてさまざまな公共施設や民間施設を活発に利用できるよう、施設活用策や活用に対する支援策を検討します。

(3) 宝を伝える

○古賀市が誇る文化芸術資源、自然景観、文化芸術の振興を担う人材を市内外に周知するため、捉え方・見せ方の工夫を行い、古賀市の文化的な魅力を広く伝えられるよう積極的に発信します。

(4) 宝を守る

○文化芸術資源、自然景観、伝統ある芸能や行事やそれらに関する知識、技能、資料など、古賀市の誇れる宝を後世に残すよう努めます。

古賀市の新しい魅力を興す

文化芸術が持つ、福祉、教育、観光・産業振興、まちづくりなどに貢献出来る力を活用し、古賀市の新しい魅力を創出します。

(1) 人にやさしいまちづくり

○子どもの健やかな成長のために文化芸術の力をいかし、子育て世代の保護者を対象とした文化芸術事業を展開する「子育てしやすい文化芸術のまち古賀市」をめざします。
○文化芸術の力を全ての人によりよく生きるためにいかすとともに、特に元気なシニア層のパワーを文化芸術のまちづくりに活用します。
○世代間、市内の各地域間、近隣市町とのつながりや国際交流の場面で文化芸術を通じた交流を促進します。
○学校と連携して、子どもたちに文化芸術を体験・鑑賞する機会をつくります。

(2) ざわめきづくり

○新たな視点で魅力を発見し、市内外に発信します。
○「農」と「芸術」、「商」と「文化」などの異なるジャンルを組み合わせることで、お互いの新たな魅力を発見し、活性化を図ります。
○「新たな魅力を発見し、発信できる人材」を養成し、新しい文化の仕掛け人やコーディネーターとしていかします。

環境づくり

文化芸術に関わるさまざまな活動の活性化を図るため、情報の収集・提供、人材育成、ネットワークづくりを行い、市民参画の視点を持って、個人・団体間の交流・連携を促進し、活動しやすい環境づくりを推進します。

○文化芸術に関わる団体・個人の交流を図り、行政・企業・学校・地域などと連携して活動できるように支援をします。
○文化芸術に関する情報の収集・提供を一元化するなど、文化芸術に対するセンター的機能の充実を図ります。
○福祉、教育、観光・産業振興など、他のジャンルと文化芸術をつなぐ「コーディネーター」の育成をします。
○古賀市の文化芸術環境について市民が語り合える場を設け、市民の文化芸術環境の向上を図ります。
○施設整備を行い、文化芸術活動がしやすい環境づくりに努めます。

